

みなし決議に関する評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

公益財団法人新宿未来創造財団定款第 15 条第 2 号及び、公益財団法人新宿未来創造財団役員等の報酬及び費用に関する規程第 4 条第 1 項に基づき、平成 25 年 1 月 1 日より、下記のとおり常勤役員（理事長）の報酬を改定すること。

記

一 報酬月額及び年度総額の改定

平成 25 年 1 月 1 日より、常勤役員（理事長）の報酬月額を「307,000 円」（年度総額 3,684,000 円）から「306,000 円」（年度総額 3,672,000 円）に改定する。（月額 1,000 円の減額）

2 1 の事項を提案した者の氏名

理事 藤牧 功太郎

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

平成 25 年 1 月 9 日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条第 1 項の規定により、評議員会の決議があったものとみなされたので、これを証するためこの議事録を作成した。

平成 25 年 1 月 9 日

公益財団法人 新宿未来創造財団

議事録作成者 理事 藤牧 功太郎